

# 答 申 書

## 第1 審査会の結論

- 1 「胃ろう手術前リスクの説明等」の公文書公開請求につき、主治医が患者一人ひとりに応じて作成する説明文書を対象文書として、公文書の存否を明らかにしない決定をしたことは妥当である。
- 2 公文書公開請求の対象文書である「胃ろう手術前リスクの説明等」には、胃ろう手術前になされるリスクの一般的な説明文書も含まれるから、実施機関は当該文書を対象文書に追加した上で、当該文書について改めて塩竈市情報公開条例第7条の決定を行うべきである。

## 第2 諮問の概要

### 1 公文書の公開請求

不服申立人は、平成28年5月30日、塩竈市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、塩竈市立病院事業管理者（以下「実施機関」という。）に対し、「胃ろう手術前リスクの説明等」について、公文書の公開請求をした。

### 2 実施機関の決定

これに対して、実施機関は、不服申立人に対し、平成28年6月13日付け「公文書の存否を明らかにしない決定通知書」において、下記の理由により公文書の存否を明らかにしない決定（以下「本件処分」という。）を通知した。

#### 記

本件に係ります説明文につきましては、患者様の病名や病状などが記載されております。この内容は、一般的に広く公開する情報とは異なり、その内容を公開できない非公開情報であります。

このような情報につきましては、塩竈市情報公開条例では、その公文書の存否も明らかにすることができませんので、本決定に至ったものです。

なお、本院ではすべての手術においては、施行する前に患者様の状態や手術の施行内容等を記載しました文書を作成し、この文書をもって直接、医師がご説明申し上げておまして、必ず同意をいただいたうえで手術を施行しています。

以上

### 3 不服申立

不服申立人は、本件処分を不服として、平成28年6月30日、条例第15条に基づき、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第4条に基づく不服申立（審査請求）を実施機関に対して行った。

### 4 諮問

実施機関は、平成28年7月27日、条例第15条第2項に基づき、塩竈市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対し、不服申立について諮問した。

### 第3 不服申立の内容

#### 1 不服申立の趣旨

不服申立書の記載内容からは不服申立の趣旨が判然としないが、不服申立人が提出した意見書（平成28年8月1日付け）及び同人の意見陳述の内容に照らせば、不服申立の趣旨は、本件処分を取り消し、「胃ろう手術前リスクの説明等」に関する公文書の公開を求めるものと解する。

#### 2 不服申立の理由

胃ろう手術前リスクの説明が個人情報に該当するとは考えられない。

公開請求した公文書には、実施機関が手術前にどのようなリスクがあるかを患者もしくは家族に説明する内容が記載されているはずであり、かかる公文書について存否を明らかにしない理由はない。

### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関は、公開請求の対象となった公文書を「主治医が患者一人ひとりに応じて作成する説明文書」と特定した上で、公文書の存否を明らかにしない決定をした理由について下記のとおり説明した。

#### 記

本件対象公文書には、特定の患者に関する手術の目的、手技、合併症とその対策（想定される合併症毎の対応）、本治療を受けなかった場合の症状の推移見込み等が記載されている。そのため、条例第10条第2号により非公開決定を行うと、本件公文書に記載されている特定の患者の個人情報は明らかにしないことができるが、本件公文書の存在を明らかにすることで、特定の患者が病気で手術をしたことを明らかにしてしまうことになる。

また、請求者が誰であっても同じ取り扱いをするという情報公開制度においては、仮に公開請求者が特定の患者の関係者であったとしても、本件公文書を公開することもその存在を明らかにすることもできない。

したがって、条例第13条の規定により、公文書の存否を明らかにしない決定を行ったものである。

以上

### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議を行った。

- ①平成28年7月27日 諮問を受理。
- ②同年8月1日 不服申立人からの意見書を受理。
- ③同年8月8日 実施機関の職員（事務部長）から理由説明書の提出を受け、口頭説明の聴取。不服申立人による口頭意見陳述の聴取。審議。
- ④同年8月22日 審議。

## 第6 審査会の判断の理由

### 1 公開請求の対象となる公文書の特定について

本件公文書公開請求書の「請求する公文書の件名、又は具体的内容」欄には「胃ろう手術前リスクの説明等」とのみ記載されている。

この点、実施機関は、同請求書の「請求の目的」欄に「○誤介護があった為 ○胃ろう手術を父が受け、あるべき説明がなかったことを知って」と記載されていることから、本件公文書の対象を「主治医が患者一人ひとりに応じて作成する説明文書」と特定した。

確かに、このような公文書の特定も認められる。

しかし、「胃ろう手術前リスクの説明等」は胃ろう手術における一般的なリスク説明を記載した公文書であると解することもできる上、現に不服申立人も不服申立書において「一般的に、術後どのような不便が生じるかの文書」と述べ、平成28年8月1日付け意見書においても公開請求対象文書について「この書類は、市立病院が手術前にどのようなリスクがあるかを患者もしくは家族に説明するかを知りたかっただけです。これは私的考えでは胃ろうに係る医学書に書いてある程度の内容です。」と述べている。そうすると、「胃ろう手術前リスクの説明等」に係る公文書には一般的な説明文書も含まれていると解するのが相当である。

したがって、「胃ろう手術前リスクの説明等」に係る公文書は、①主治医が患者一人ひとりに応じて作成する説明文書、及び②胃ろう手術前になされるリスクの一般的な説明文書と特定すべきである。

### 2 ①主治医が患者一人ひとりに応じて作成する説明文書について

①主治医が患者一人ひとりに応じて作成する説明文書が存在することは実施機関も認めている。

しかし、当該説明文書に記載されている情報は、その性質上、特定の患者に関する手術の目的や手技、合併症とその対策、手術を行わない場合の症状の推移見込み等の個人情報であり、これは条例第10条第2号により非公開情報であると認められる。そのため、当該説明文書の存否を明らかにしてしまうと、特定の患者が病気で手術をしたか否かという個人情報を明らかにしてしまうおそれがある。

したがって、当該説明文書はそれが存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるものとして、その存否を明らかにしないで公開請求を拒否するのが相当である。

よって、①主治医が患者一人ひとりに応じて作成する説明文書は、条例第13条に該当すると認められ、この限りでは本件処分は妥当である。

### 3 ②胃ろう手術前になされるリスクの一般的な説明文書について

②胃ろう手術前になされるリスクの一般的な説明文書については、実施機関による公開又は非公開の決定がなされていない。

したがって、実施機関は、②胃ろう手術前になされるリスクの一般的な説明文書を公開請求の対象文書に追加した上で、それに対する公開又は非公開の決定を改めて行うべきである。

4 結論

以上より，第1のとおり答申する。

以上